

報告事項 1

香美町地域公共交通会議設置要綱の改正について

香美町地域公共交通会議設置要綱が改正されたので、下記のとおり報告する。

令和8年8月7日

香美町地域公共交通会議会長

記

1 改正概要（新旧対照条文は別紙のとおり）

- (1) 地域公共交通会議における検討プロセス（同要綱第6条第5項）
- (2) 会議の公開及び方法（同要綱第6条第6～8項）

※町ホームページで公開

- (3) 委員守秘義務（同要綱第8条）
- (4) 協議結果の尊重（同要綱第9条）

2 施行日等

令和8年7月24日告示、同日施行

香美町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

改 正 後	現 行
第1条～第5条 (略) (会議)	第1条～第5条 (略) (会議)
第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は、第3条に規定する委員のほか、交通会議に学識を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 5 第3項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5. (3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があつたものとする。 6 交通会議は、原則として公開とする。 7 公開にあつては、開催日時、場所、協議事項、協議内容及び協議が調つた事項等を記載した議事概要を、交通会議の主宰者である町のホームページで公開することにより代えることができる。 8 前項の規定にかかわらず、公開しようとする情報に個人情報が含まれる場合又は公開することにより個人情報若しくは法人その他の団体に不利益を与える恐れがある場合は、全部又は一部を非公開とすることができる。 第7条 (略) (守秘義務)	第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は、第3条に規定する委員のほか、交通会議に学識を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
第8条 委員は、個人情報その他の交通会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (協議結果の取扱い)	第7条 (略)
第9条 委員その他の交通会議関係者は、交通会議において協議が調った事項等について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。	第8条 (略)
第10条 (略)	